平成２４年（フ）第１２４号
新潟県燕市吉田下中野932番地の１
破産者　五十嵐敏也
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
新潟市西区小針６丁目32番12号　エクセル21―102号、住民票上の住所新潟市西区小針６丁目35番12号
破産者　三林　　博
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2272番地
破産者　末木みさほ
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
静岡県伊東市岡1266番地の７、前住所静岡県伊東市南町１丁目１番22号
破産者　内野　　博
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
静岡県伊東市岡1266番地の７、前住所静岡県伊東市南町１丁目１番22号
破産者　内野のり子
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
愛知県一宮市開明字前脇６番地６、開始決定時の住所愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１尾西団地３号棟403号
破産者　吉田　信夫
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０５号
広島市東区光町１丁目７番16―206号　第１田万里ビル
破産者　舛野　博昭
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５９号
広島市安佐北区亀山南３丁目19番55―８―201号
破産者　笹西　正和
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県熊本市尾ノ上３丁目６番44号、開始決定時長崎県五島市武家屋敷３丁目６番１号
破産者　川口　達三
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県熊本市尾ノ上３丁目６番44号、開始決定時長崎県五島市武家屋敷３丁目６番１号
破産者　川口　比粋
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１７号
大分県竹田市大字竹田町171番地
破産者　佐田　　巧
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第２３号
埼玉県熊谷市新堀1228番地２　市営籠原八平前住宅２―１―30号室、申立時の住所埼玉県熊谷市佐谷田3916番地３　ポートステージ熊谷205
破産者　佐藤　英明
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1589番地７
破産者　尾﨑　　修
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１９号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1589番地７
破産者　尾﨑ひろ子
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１８号
横浜市都筑区見花山40番22―605号
破産者　柿木眞沙子
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７８号
横浜市港北区鳥山町1267番地　ゴールデンハイム301号室
破産者　小畑　美和
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
岐阜県可児市川合371番地１クイーン101
破産者　森岡　　学
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２３８号
兵庫県明石市小久保４丁目３―８　ビッグバード205号、住民票上の住所兵庫県明石市明南町２丁目18番15号　ハイツ明南
破産者　石野　敏久
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９号
山口県柳井市天神10番13号
破産者　沖野　勝美
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部